

第 7 回 経 済 建 設 委 員 会

令和 5 年 12 月 8 日 (金)	開 会 8 時 57 分
5 階 第 1 委員会室	閉 会 9 時 36 分

午前 8 時 57 分 開会

○委員長 (辻 正之君)

皆さん、おはようございます。少し時間は早いですが、全員お集まりいただきましたので、これより始めたいと思います。

今年もう終わりになりまして、12月になりました。経済建設委員会では、いろいろな勉強会なども行ってまいりました。その内容を少し報告させていただきますと、4月28日に議会でPPP、PFI手法の勉強会をさせていただきました。

そして、5月29日にバーベキュー場での勉強会を行いました。

それから、8月22日(火)から23日(水)まで、行政視察を行い、山口県防府市、山口市へお伺いして、クリーンセンターの視察、農山村地域活性化ビジネス支援事業、そして、新山口駅北地区重点エリア拠点施設整備事業、そして、ホールの見学を行ってまいりました。

そして、11月13日には、土岐橋架け替え工事現場での土岐橋架け替え進捗状況の勉強会をさせていただきました。皆さん、多数参加していただきまして、ありがとうございます。

また、視察報告書につきましては、タブレットの中に入っておりますので、また委員の皆さんには目を通していただきたいと思います。

これで挨拶に代えさせていただきます。

傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、ただ今から、令和5年第7回経済建設委員会を開会いたします。

○委員長 (辻 正之君)

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

委員の皆さんにおかれましては、執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、できるだけ簡潔な発言をお願いいたします。

また、執行部におかれては、質問等の答弁にあたって、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 (辻 正之君)

それでは、議第95号 瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

おはようございます。それでは、議第95号 瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の26ページをお願いいたします。

この条例は、議第89号の組織改正に関する条例に関連し、本市の観光交流を促進するため、瑞浪市自然ふれあい館の所管を教育委員会から市長部局へ移管し、条例の制定をするものです。

瑞浪市自然ふれあい館の所管を教育委員会から市長部局へ移管することにより、文化、地域づくり、観光促進の観点から、一体で効果的な推進を図ります。

本条例につきましては、平成23年制定の条例を一たん廃止し、新たに制定するため、新旧対照表という形にはなっておりません。旧条例と比較して、条例の全般において大きな変更はございません。変更点のみご説明いたします。

議案集26ページ、第1条において、設置の目的として、「自然保護に対する理解を深めること」のほかに、「観光交流を促進するため」との記述を追加しております。

次に、第3条、ふれあい館が行う事業に、第3号として「観光交流に関する事業」を追加しております。

また、所管を移管したことにより、「教育委員会」とあったものを「市長」としております。

議案集の30ページをお願いします。

附則です。第1条で、施行日を令和6年4月1日と定め、第2条では、平成23年制定の「瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例」を廃止し、第3条では、廃止前の条例の規定による処分・行為・申請などは、この条例施行日以降はこの条例の規定によるものとみなす経過措置を規定しております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

今回、それぞれ教育委員会から市長部局へ変わった部門というのが随分あるわけですけども、そもそも今の教育委員会から市長部局に移すことによって、先ほど、自然保護の意義を高めるとか、観光交流に対する事業等もここに含める形の中で、新たに条例を制定されるわけですけども、そのメリットはどこに大きな一番、意義があるのか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

現在、この竜吟峡におきましては、山林を農林課、教育委員会、自然ふれあい館を教育委員会ということで、それぞれの所管が担当しております。観光に関する、ソフトの部分では今、商工課が行っております。

今現在、こういった、ばらばらに所管がありますので、なかなか一体的な対応が取りにくいというところがございますので、今後、商工課に移管することで、経済部にある農林課とも連携を取りながら、大きく竜吟峡の全体として、観光事業に力が入れやすくなるということでございます。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

ちょっと前提から伺いたいんですけども、ふれあい館自体の持っている資産といいますか、ふれあい館の敷地だとか、木造の建屋とか、あと、上に公園も整備しましたが、あの辺もふれあい館の施設なのか。それも含めてお答えください。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

施設については、ふれあい館です。そのほかに指定管理の業務の中で、指定管理者に管理を委託しているもの、管理を任せてるものは、竜吟峡における竜吟湖のトイレ、それから、自然観察道、自然観察小屋等でございます。細かい敷地ですとか、面積についてはちょっと省略させていただきますけれども、そのような施設を指定管理業務の中で管理させていただいております。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

あと、観光の側面も持つということなので、今までは利用者数が瑞浪市に観光しに来た人数にカウントされていたかどうか、これからされていくのかというところが、どうなっていくんでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

すみません、観光業務として、観光客としてカウントしていたかということについてでしたね。これまでも数値をカウントしておりますし、同じような取扱いで評価してまいりたいと思います。

○6番（樋田翔太君）

はい、分かりました。

○委員長（辻 正之君）

4 番 熊谷隆男君。

○4 番（熊谷隆男君）

これ、教育委員会が今までやってきて、教室であるとか、自然観察であるとか、こういう事業をやってみえたというふうに承知しておるところで、そういうものも継続しながら観光もプラスということで、ただ、そういうことの事業というものを商工課のほうでできるのかということで、それは別で、主体が商工課の管轄であるけども、そういうことに関しては教育委員会がやることなのか。その辺の仕組みをちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

現在、ふれあい館で様々な教室ですとか、体験とか、いろいろやっております。これにつきましては、今まではスポーツ文化課から指定管理を行っていましたが、今後は同じ内容、今のやっている業務につきましては、商工課から指定管理ということで、今行っておりますまちづくりさんに業務内容については引き続きお願いするという中で、今回、商工課に移管しましたので、今後、外向けにもっと観光施設としてのPRを追加して行っていきたいというふうに思っています。

○委員長（辻 正之君）

4 番 熊谷隆男君。

○4 番（熊谷隆男君）

今現在、指定管理に関して、教育委員会から商工課にも、指定管理もやるのが変わるというイメージで、その内容自体は追加されることはあっても、ほかは削除されることなく変更され、どういう形の関係になるのか。その辺を教えてください。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

第3条のところに、観光交流に関する事業というふうに追加しております。特に商工課で今やっているのは、観光施策の中で体験プログラムということを充実させていきたいということで、観光協会とも連携しながら、コンテンツの充実を図っておりますけれども、これについては特に今も一部やってはいただいておりますが、体験ができるようなガイドツアーですとか、教室なんかもやっていますけど、クラフト体験だとか、そういうものを今後、充実させていただきたいというふうに考えております。

これまでやってきたものを拡充していくというようなイメージで考えていますので、よろしくお願いします。

○委員長（辻 正之君）

4 番 熊谷隆男君。

○4 番（熊谷隆男君）

今、そういうことで新しいプログラムを考えているということで、ハードの部分でいくと、施設なんかで、何かこれを機に追加するとか、そういうことをもが上がっているのか。施設というのか、形が変わる部分はあるのかということ。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

今年度も農林課の事業で、木道と散策路の改修を行っていきますけれども、そういうことは経済部に移管されますので、より一体としてやっていけるかなというふうに考えておりますし、行く行くは今、総合計画で竜吟峡全体を観光目的に考えていきたいというふうに考えておりますので、そういった方針の下で、施設の拡充というところは、今、具体的になかなか申せませんが、全体を考えていきたい。場合によっては、施設ですとかの拡充もあり得るというふうに考えております。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

そういうことで言うと、今までの、例えば、PR。市民の皆さんというのか、利用者のPRというものが幅広く観光ということになってくると、取り扱わなきゃいけないということが重点になるかというふうに思いますけども、そういうことについてはどのように考えてみえますか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今現在、各教室等につきましては、広報とか、まちづくりの地元の回覧にも載っています。

今現在の観光協会のホームページ等にも載せてありますが、今後、商工課に移管されますので、周知の方法とか、どこで、今でも各イベント等でも観光パンフレットを配布しておりますが、そういった中で、ふれあい館のパンフレットの配布等も増やしていきたいというふうに思いますし、親子で体験できる大変興味ある施設ですので、市内の方だけではなくて、もう少し市外のほうにもPRの幅を広げていきたいというふうに思います。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

教育委員会の所管のところであっても、結構、そのふれあい館、森林のいろんな整備をされてきたと思って、今までも。それは別に、今おっしゃったように、農林課の事業として出されてたとか、ということですけど、先ほど言われたように、連携をしながら商工関係の中で全部それを完結していくようなお話でしたけども、そうすると今度は指定管理をそのふれあい館に出されるときに、それも含めた事業として指定管理料の問題が、指令管理料が増えるのか、増えんのか。その辺のところ、この条例とは関係ないのか分かりませんが、そういったことも絡んでくるかなと思

って、今、ありましたけども、どうなんでしょう。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

おっしゃるように、ちょっと条例の審議から逸脱するかなというふうに考えておりますけど、ハードについては指定管理の仕組みとして、市が、行政が整備するというような切り分けになっております。今までどおりの取り扱いになるかというふうに考えています。

予算が増えるかということについては、事業が増えるということがあるものですから、そういうようなことになるのかなというふうに思いますが、また別のところ審査していただければと思います。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

観光交流に関する事項ということが一番、今回、引っかかるわけなんですけども、あそこは水晶山で、クライミングをやっておったり、子どもたちがおったりするんですけどね。水晶山のほかに、クライミングをやる方が、場所がちょっと違うかなと思うんですけども、屏風岩のクライミング、あれが観光施設にならないかというような意見があるんですよ。そうするとエリアが広がってきてしまうんですけども、その辺の考え方はありますか。ないですか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今後、今すぐというわけではないですけども、部長が言いました、竜吟峡全体として瑞浪市の観光スポットというふうで、今後は発信をしていきたいというふうに思っておりますので、自然ふれあい館だけではなく、ウォーキングコースもありますし、今言われたようなロッククライミングともありますし、そういったもの全体を含めてPRをするにあたっては、所管が、商工課に移ることとで、しやすくなるというふうになります。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

あの屏風岩はどうも全国的にクライミングで有名なところみたいなんで、ぜひともちょっとその辺も考えて、観光交流の場にしていきたいなと思いますので、お願いします。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにも発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第95号 瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第95号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第96号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

それでは、議第96号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集31ページ、議案資料は47ページになります。

今回の改正は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律の公布に伴い、引用している法律の条ずれに対応するため条例の一部を改正するものです。

今回の法改正では、空家特措法の第3条に「国の責務」が明記され、第5条に「空家等の所有者等の責務」が新設されたことによるものです。

議案資料47ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条中、空家等対策の推進に関する特別措置法「第7条第1項」を「第8条第1項」に改めます。

次に、第2条中、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改めます。

議案集の31ページをお願いいたします。

附則において、本条例の施行日を公布の日からとします。

以上、議第96号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

6 番 樋田翔太君。

○6 番（樋田翔太君）

上位法によって変わったということだと思いますけども、これによって市の対応しなきゃいけない業務とか、動きが変わってくるかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（辻 正之君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

責務等を明記しただけになりますので、特に業務内容が変わることはございません。

○6 番（樋田翔太君）

はい、分かりました。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第96号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第96号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第100号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

議第100号 指定管理者の指定について説明いたします。

議案集の35ページをお願いします。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市地域交流センターときわの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

1の施設の名称は、「瑞浪市地域交流センターときわ」です。

2の指定管理者の名称等は、瑞浪市寺河戸町1139番地の6、特定非営利活動法人みずなみ常盤座、理事長 永島喜一郎氏です。

3の指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。

それでは、概要について説明をさせていただきます。

地域交流センターときわは、平成19年度より供用が開始され、今回の指定管理者募集は4回目となります。

募集は令和5年8月10日から9月11日の期間で行い、1団体の応募がありました。提出書類の内容を審査した後に、選定委員会を令和5年10月2日に開催いたしまして、応募団体によるプレゼンテーションとヒアリングを実施いたしました。

審査方法は、応募団体から20分以内での提出内容に関するプレゼンテーションを受け、その後、20分のヒアリングを実施。各項目について、1点から5点までの5段階評価を実施いたしました。

項目につきましては、1、市民の平等利用及びサービスの向上が図られるものであること。

2、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮すると共に、その管理経費の縮減が図られているものであること。

3、事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、または確保できる見込みであること。

4、その他、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

5として、指定管理料に対する提案金額で評価を行いました。

評価を行った結果、指定候補者として常盤座を選定し、市長に対して答申をいたしました。

以上、議第100号 瑞浪市地域交流センターときわの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

常盤座がずっと4回目で、前からやってみえることも知ってますけども、その団体自体の構成と

いうのか、ちょっともう一遍、おさらいのようでお聞きしたい。変わらずなのか、永島さんがやってみえることも知ってますけども、その運営の人たちとか、人数であるとか、その辺は変わらないということか。

○委員長（辻 正之君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

プレゼンテーションのときにお聞きしている内容にはなりますけれども、職員数として、管理者が1名、正規職員が3名、パートとして10名ということで聞いております。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

NPO法人ですのおそらく技術だけじゃなくて、職員ということやけど、NPO法人そのものの構成員は何人見えるか。

○委員長（辻 正之君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

構成員としまして、7名ということで確認しております。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

指定管理者制度で指定管理者を選ばれるということで、選定の評価内容を精査しながら選定されるわけなんですけども、平成19年度からこれはずっとやってきてみえて、多分、評価内容は一緒だと思うんですね。これに対して、実績報告で評価内容はどうなのということを私は知りたいんですけども、まだ令和5年度はできないと思うけども、令和4年頃まではどうやったんだろうかということを知りたいんですけど。

○委員長（辻 正之君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

若干、令和2年、令和3年ということで、コロナというところもありましたけれども、当初、平成20年度頃の利用者数としても、3万人程度からどんどん増えておりまして、平成30年度で5万5,900人というような利用形態となっております。

先ほど言いましたように、コロナで若干落ちているところが、令和5年度、令和4年度で3万7,000人程度ということにはなっておりますけれども、まあ、利用者も順調に増えてきていたということで、しっかり運営をされておるという認識でございます。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

利用者はそうかもしれんけども、内容的にどうかなという気がするんですけど、内容的には評価できない。

○委員長（辻 正之君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

当然のことながら、内容的にも評価しておりますけれども、実績といたしまして、令和4年度のチャレンジ講座で187講座、約13,000人ほど利用していただいております。そういった事業の内容についても評価できるものと考えております。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

NPO法人であっても、市の監査は受けるべきじゃないのかなと私自身は思うんだけど、この辺はどう思われます、建設部長。

○委員長（辻 正之君）

建設部長 市原 憲君。

○建設部長（市原 憲君）

その中で実績報告なり、そういったもので毎年、こちらのほうから審査をさせていただいてますし、監査の中でもご報告させていただいて、審査を受けております。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

監査委員の監査を受けたことはあります。

○委員長（辻 正之君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

はい、今年度も受けております。

○1 番（成瀬徳夫君）

分かりました。

○委員長（辻 正之君）

7 番 柴田増三君。

○7 番（柴田増三君）

構成員の7名ですが、理事長とかそういう、ほかの役員さんは外した形の7名かね。当然、NP

○やと、社員が10名以上の登記をせないかんと思ってるんですけど、7名しか見えてないわけやね。

○委員長（辻 正之君）

都市計画課長 安藤洋一君。

○都市計画課長（安藤洋一君）

先ほど、7名の内訳をちょっと報告させていただきます。理事長1名、副理事長1名、理事3名、監事2名ということで、7名ということであります。

会員として、重複する方もありますけれども、12名ということで登録をされております。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第100号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第100号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第97号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

それでは、議第97号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

今回の改正は、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正されましたので、本条例の改正を行うものでございます。

議案資料の48ページをお願いいたします。

改正内容は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における貯蔵施設等の完成検査手数料の減額対象となる高圧ガス保安法に規定する完成検査に、「認定高度保安実施者」が行う完成検査を追加するもので、別表11の部10の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改めます。

議案集の32ページをお願いいたします。

附則といたしまして、本条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、議第97号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

完成検査の手数料の減額対象についての改正ということやけど、減額する金額の部分っていうのは、どこにも変わったところがないような気がするんやけど、その辺、どこの条項に当てはまる。

○委員長（辻 正之君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

高圧ガス保安法の第20条の第1項もしくは第3項、または同法第39条の20第1項というところになるんですけども、3万1,000円の金額が、これが適用されることになると5,800円の手数料ということになります。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

その中の条項に当てはめると、3万1,000円が5,300円で済むよということの解釈なのか。確認です。

○委員長（辻 正之君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

変わった部分につきましては、高圧ガス法の第39条の22第1項という部分になりまして、認定高度保安実施者が行った完成検査もその減額対象になるということです。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

この3万1,000円の貯蔵しとるやつを検査を受けなければならない施設は、瑞浪市にどれぐらいあります。

○委員長（辻 正之君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

現在、該当するものは、第37条の3第1項の設置に係る完成検査を受けたものとしては、瑞浪市内に5件あります。

○委員長（辻 正之君）

ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第97号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第97号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして、令和5年第7回経済建設委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前9時36分 閉会